

令和5年皆野町農業委員会第6回定例総会議事録

1. 開催期日 令和5年6月26日（月）
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時15分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：13人・欠席者：1人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	齊藤三恵子	出席	11	小池幹夫	出席
2	野澤辰雄	出席	12	横田和子	出席
3	峯岸栄	欠席	13	高橋健一	出席
4	大濱英一	出席	14	長島徳治	出席
5	浅見寿太郎	出席	皆野	丸山眞守	出席
6	四方田順造	出席	国神	柴崎孝夫	出席
7	葦原義人	出席	金沢	田中輝雄	出席
8	新井義虎	出席	日野沢	山本丈示	出席
9	武内初代	出席	三沢	田島一男	出席
10	四方田克己	出席			

7. 会議に付した議案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について
1件
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
1件
- 議案第3号 皆野町農業委員会委員の辞任について
1件

8. 事務局 吉岡明彦、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長
あいさつ

皆さんこんにちは。本日も皆さんにお集まりいただきましてありがとうございます。昨日は、ジャガイモ栽培体験にご協力いただきましてありがとうございました。久しぶりの開催で好評のうちに終わってよかったですと思います。

今年、第6回目の定例総会ということで、皆さんにご協力いただきたいと思います。今日はよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、3. 議事に入らせていただきます。

議長を皆野町農業委員会会議規則第4条に基づき、浅見会長にお願いいたします。

浅見会長

ただ今の出席委員数は18名です。

定足数に達しておりますので、これより令和5年皆野町農業委員会第6回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

なお、本日の会議に欠席の届出は、3番、峯岸栄委員の1名でございます。

次に議事録署名人に、

11番、小池幹夫委員

12番、横田和子委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

11番、小池幹夫委員

12番、横田和子委員にお願いをいたします。

それでは、議案のほうに入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について1件を議題といたします。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読、説明をしていただきます。よろしく願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

それでは、先ほど話がありましたように、農業委員の地区担当の峯岸栄委員に代わって地区担当、10番、四方田克己委員に対象農地の状況について説明を求めます。よろしくお願ひします。

10番
四方田委員

それでは、今お話がありましたように、3番の峯岸委員に代わりまして、私が議案第1号の説明をさせていただきたいと思ひます。

6月20日、事務局、推進委員の丸山さんと現地調査をさせていただきました。場所については、先ほど事務局のほうから説明があった場所となります。

現地の状況でございますが、ブルーベリーあるいはプラム等が植えられており、現在は放置されている状況で、草に覆われております。議案第1号の番号1というので現況写真がついておりますが、現況はこの写真を見ていただきますとこのような状況になっております。このまま放置すると荒廃農地になるおそれも考えられるところでございます。

農作業の経験のある〇〇〇〇が本申請地を譲受け、管理していただくのであれば、周辺への与える環境もよくなり、また荒廃農地を防ぐ上からもよい機会であり、問題ないものと見てまいりましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

浅見会長

農地利用最適化推進委員として皆野区域担当の丸山眞守委員も現地確認に同行していらっしゃると思ひますが、本件に対して何か意見ございましたらお願ひいたします。

皆野区域担当
丸山委員

今申し上げましたとおり、四方田委員の申し上げたとおりでございますが、私もこういった農業に意欲のある若い方に今後管理していただいたほうがよろしいかと思ひますので、よろしくご審議をお願ひいたします。

浅見会長

それでは、これより本件に対する質疑を行いたいと思ひます。

質疑がございましたらお受けしたいと思ひます。

どうぞ、横田委員。

12委員
横田委員

農作業歴3年というふうになっているのですけれども、全然農地は持っていないわけではないですか、この方は。というのは、経験というのはどこかでやってきたということなのですか。

事務局

この〇〇〇〇という方なのですけれども、数年前にこちらに、数年前と申しますか、こちらに移り住んで、今養蜂をやられているのです。それで畑の管理と申しますか、を任されていて、蜂蜜用の蜜源としての花木とかを栽培したりということで、そういった畑の管理とか、そういった花木ですから、蜜源としてのお花の栽培ですけれども、そういったことをやられている方ですので、そういった畑としての管理という実績はあるということで、その期間がこれということで、この日数月というのですか、というので聞いています。ですので、もともと養蜂をやられていて、土地は持っていないのですけれども、管理とかということで蜜源としてのところで少し畑のほうをいじったりということで、そういう管理している実績というのはいかがでしょうか。

浅見会長

よろしいですか。

要するに自分の土地を持っていないけれども、借りたり預かったり関わっていると。畑の作業をしているか分かりませんが、とにかく蜜源ですから、一番大事なところではあるはずなので、そんなところかなと思います。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑は以上ということにさせていただいて、これより採決をしたいと思えます。

本件は農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委員会が申請者の所有権の移転に対して可否を決定し、許可指令書を発行します。本件の申請内容を可とする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付します。

続いて、議案第2号、農地法第5条の規定による許可審査について、1件を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長	農業委員として地区担当の1番、齊藤三恵子委員に対象農地の状況について説明を求めます。
1番 齊藤委員	議案第2号の番号1の説明をします。 19日に事務局と現地確認に行ってきました。10ページをお願いします。場所は、〇〇〇を〇〇〇に向かって200m先を左に曲がり、〇〇〇寄りのところになります。周りも全て住宅ですので、別に問題になることはないと思いますので、審議よろしくお願いいたします。
浅見会長	それでは、これより本件に対する質疑を行います。 質疑がございましたらお願いいたします。特にはよろしいですか。
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	それでは、質疑ございませんので、これより採決いたします。 本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いいたします。
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	挙手委員が多数と認めます。 よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。 続いて、議案第3号、皆野町農業委員会委員の辞任について、1件を議題といたします。 事務局に説明をお願いいたします。
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	今説明したもらったとおりなのですが、皆様、そういう形ですので、これに対してともかくもし先に聞いておきたいとか、聞きたいことがあれば、まず聞いていただいて、ちょっと検討していただければと思いますが、何か今の件、もうちょっと細かくとか、何か質問等がもしあるようでしたらお受けしたいと思いますが。
11番 小池委員	これは農業委員会が同意して、任命権者の町長が承認するという形なのですか。

事務局

法律上は、農業委員会と町長の同意が必要という両者の。なので、農業委員会としてここで同意するという方向で皆様にお諮りするというところになりますので。

この後のスケジュールをちょっと話をさせていただきますと、これでもし農業委員会と町としての辞任の同意が取れば、速やかにまた再募集、これは広く募集しなければいけないとなっていますので、募集の手続をさせていただきます。タイミングとしては、次の議会にかけなければいけなくなりますので、一番近いのですと9月議会かなと。ですので、来月募集をかけて、その期間を待って、町のほうでその方のちょっと審査といいますか、そういったものを手続して、議会に上げて、9月の議会で議員の皆様からご同意をいただく。それで任命という形になりますので、9月末、議会の同意をいただいてからになるので、10月1日とか、切りのいい日で行くのであれば、10月の頭から新たな委員さんをお迎えするというような形で、その委員さんの期間につきましては、残任期間ということで、来年度の3月末までの期間を引き継いでいただくというようになるかと思えます。

浅見会長

手続上はそういう形になる。ですから、9月の議会、どんなに行っても9月の議会で議会を通らないと、迎えることもできないということのようですので、それはそれとして手続上はそれとして、自身の意思というのを尊重せざるを得ないのかなというふうにも思うのですが、皆様のご意見はご意見としてお伺いをしておきたいと思えますので、もしどうしても言っておきたいことがあれば、ぜひ出していただければと思うのですが。

もし特に。ちょっと話は出ましたけれども、それ以上の話が出ないようであれば、一応採決という形を取らせていただいて、同意、いろんなことを考えた上で皆さんが同意してくれるかどうかということを探決したいというふうには思うのですが、よろしいでしょうか。

出席委員

(はいの声あり)

浅見会長

それでは、本件につきまして、同意いただける委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり決定をしたいと思えます。

非常に残念な結果ではあるのですが、よろしく皆さんにご理解をいただければと思います。

それでは、以上で審議いただく議案については全て終了いたしました。ご協力をいただきまして、ありがとうございました。